

重要事項説明書

医療法人 若葉会 近藤内科病院
わかば居宅介護支援事業所

重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 若葉会
代表者氏名	理事長 近藤 彰
所在地 (連絡先及び電話番号等)	徳島県徳島市西新浜町一丁目6-25 TEL 088-663-0020 FAX 088-663-0399
法人設立年月日	1988年4月1日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	わかば居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業所番号	徳島県指定 第3670101520号
開設年月日	2004年4月1日
事業所所在地	徳島県徳島市新浜本町3丁目2-17
連絡先	TEL 088-663-6632 FAX 088-663-0789
事業所の通常の 事業の実施地域	徳島市、小松島市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	在宅の要介護者等が、在宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことが出来るように、利用者に対して居宅サービス計画書の作成等の介護支援サービスを提供することを目的としています。
運営の方針	利用者の皆様の望む生活、満足感、幸福感、安心感のある生活、バランスのとれた生活環境等、生活の質の向上を目指し、個人の尊重をベースに利用者の皆様の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。 また、利用者の皆様が、可能な限り自宅で自立した生活が出来るよう「利用者の皆様の立場で」をモットーに明るい真心のこもった質の高いサービスを愛と奉仕の精神でお手伝いします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 ※(日曜・祝日・お盆・年末年始は休業)
営 業 時 間	午前9時～午後6時 電話等により24時間常時連絡が可能な体制としています。

(4) 事業所の職員体制

管 理 者		枝川 佳世
職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 1 名 非常勤 名

(5)居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

取扱い件数区分 要介護度区分	要介護1・2		要介護3～5	
	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,086)	11,088 円	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,411)	14,406 円
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合				
〃 45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 544)	5,554 円	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 704)	7,187 円
〃 45人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 326)	3,328 円	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 422)	4,308 円

	★1 加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算 (単 位 数 3 0 0)	3,063 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(Ⅰ) (単 位 数 2 5 0)	2,552 円/月	介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して入院したその日のうちに必要な情報提供を行った場合
	入院時情報連携加算(Ⅱ) (単 位 数 2 0 0)	2,042 円/月	介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して入院してから3日以内に必要な情報提供を行った場合
	退 院・退 所 加 算 (Ⅰ) イ (単 位 数 4 5 0)	4,594 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること
	退 院・退 所 加 算 (Ⅰ) ロ (単 位 数 6 0 0)	6,126 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること
	退 院・退 所 加 算 (Ⅱ) イ (単 位 数 6 0 0)	6,126 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること
	退 院・退 所 加 算 (Ⅱ) ロ (単 位 数 7 5 0)	7,657 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けておりうち1回以上はカンファレンスによること
	退 院・退 所 加 算 (Ⅲ) (単 位 数 9 0 0)	9,189 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
	ターミナルケアマネジメント加算 (単 位 数 4 0 0)	4,084 円/回	24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、居宅介護支援を行うことができる体制を整備。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供すること

(6)質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算①)

ア 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを要件として求める。

イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設する。

ウ 特定事業所医療介護連携加算について、加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までと異なり、病院との連携や看取りへの対応要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離れた別個の加算とする。

質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算②)

○ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。

- ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

加算 / 減算名	単位数
特定事業所加算 (Ⅰ)	519 単位／月
特定事業所加算 (Ⅱ)	421 単位／月
特定事業所加算 (Ⅲ)	323 単位／月
特定事業所加算 (A)	114 単位／月
特定事業所医療介護連携加算	125 単位／月

- ※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者により不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記の金額より一定金額を減額することとなります。
- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 1単位は、10.21 円で計算しています。
- ※ 平成30年度介護報酬改定により地域区分の適用地域にて徳島市は7級地となりました。

介護予防支援委託費または介護予防ケアマネジメント委託費

< 要支援 1, 2 > 3,609 円／月
 初回加算 3,063 円／回
 委託連携加算: 2,450 円／月

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費(公共交通機関等の交通費)を請求いたします。
-------	--

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者的にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	---

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
---------------	---

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 わかば居宅介護支援事業所 介護支援専門員 担当者:枝川 佳世	所在地 徳島市新浜本町3丁目2-17 電話番号 088-663-6632 受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00
【市役所の窓口】 徳島市役所健康福祉部高齢介護課	所在地 徳島市幸町2丁目5番地 電話番号 088-621-5585 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

【市役所の窓口】 小松島市役所保健福祉部介護福祉課	所 在 地 小松島市横須町1番1号 電 話 番 号 088-532-3507 受 付 時 間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
【市役所の窓口】 石井町役場長寿社会課	所 在 地 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121- 電 話 番 号 088-674-6111 受 付 時 間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
【市役所の窓口】 阿南市役所保険福祉部介護保険課	所 在 地 徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地 3 電 話 番 号 0884-22-1793 受 付 時 間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 徳島県国民健康保険団体連合会	所 在 地 徳島市川内町平石若松78-1 電 話 番 号 088-665-7205 受 付 時 間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

10 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項説明を行いました

事業所	事業所名	わかば居宅介護支援事業所
	説明者氏名	枝川 佳世 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、複数の事業者紹介を求める事ができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - オ 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - カ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 医療と介護の連携強化について

- ① 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ② 利用者が入院された場合、利用者又は家族の方に担当ケアマネージャーを入院先医療機関に連絡して頂きます。

4 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的

に評価します。

- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

5 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

6 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

7 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

8 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

9 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

附則 この規定は、令和 6 年 10 月 5 日に改定する。